

令和3年度SNS等WEB広告を活用した神戸市施策の広報業務  
仕様書

神戸市 市長室広報戦略部広報課

## 1. 委託業務の名称

SNS等WEB広告を活用した神戸市施策の広報業務

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

## 3. 目的

本市が力を入れて広報すべき施策や取り組み、魅力などをSNS等のWEB広告で展開し、広報を行う。それぞれ広報する内容ごとに詳細なターゲティングを行うことで、より効果の高い広報を行い、神戸の認知度向上を目指す。

## 4. 委託金額

上限額 4,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 【内訳】

- ・ 広告媒体料 3,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
  - ・ デザイン制作料、手数料等 1,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- ※実施実績に応じた費用を請求に応じて支払う。

## 5. 広報する施策やテーマ数

10件

※事業の進捗により件数は変更することがある。

## 6. 委託業務の内容

委託する業務の詳細については、以下のとおりとする。

### (1) 広報戦略の検討・提案

- ・ 本市が広報したい施策やテーマについて、広報効果が最大化するよう、施策やテーマに関する分析の他、個別にターゲット層や情勢等の分析を行い、本市に戦略を提案すること。

### (2) 広告デザインの制作

- ・ 本市が提供する写真や映像等の素材をもとに、広告に使用するバナーデザイン（静止画・動画）やキャッチフレーズの制作を行うこと。

### (3) SNS等WEB広告への出稿・管理・編集作業

- ・ 本市と協議して決定した広告への出稿作業を行うこと。
- ・ 出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が良くない場合は、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを本市に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。

(4) 広告実施の結果報告・検証

- ・実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数・内容等の結果を報告すること。
- ・実施した広告結果の検証・分析を行い、報告すること。

(5) その他

○会議の開催及び運営

- ・広報戦略の提案時や結果報告時など、必要に応じて会議を開催すること。
- ・会議を実施する際の資料は会議の2日前には本市に共有すること。
- ・会議を実施した際の議事録を作成し、1週間以内に提出すること。

○事業報告書の作成と報告

- ・受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。

## 7. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

## 8. 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市が広告を掲載することが適当でない認められるもの

## 9. 留意事項

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて本市に帰属する。
- (3) ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物につ

いて第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

- (5) 前項で掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、本市に報告すること。
- (6) 広報実施のために制作する有体物及び無体物一式を、本市が指定する日までに指定場所に納品すること。
- (7) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (8) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。